

第12章 環境保健対策

第1 環境汚染による健康影響調査

1 大気汚染による住民健康影響調査

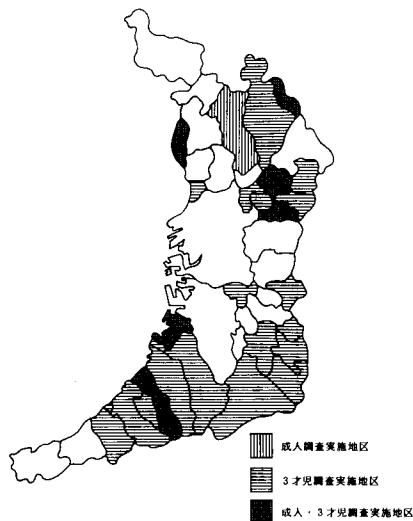
府域における大気汚染が府民の健康に及ぼす影響の実態を調査し、今後の環境保健対策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、昭和45年度から大気汚染状況に即した調査手法を用いて住民健康影響調査を実施してきた。平成4年度においては、茨木市内に居住する30才以上の住民約5,100名を対象として、呼吸器症状等に関するアンケート調査及び呼吸機能検査、胸部X線検査、血液検査等の医学的調査を実施した。また、昭和60年度から保健所で実施されている3才児健康診査の機会を利用して、呼吸器症状、家庭内環境等についてアンケート調査を実施してきた。平成4年度は、寝屋川市、高石市に居住する3才児約3,200名を対象として、アンケート調査及び保健指導等を実施した。

なお、昭和60年度から平成4年度までの成人及び3才児調査の実施状況は図2-12-1のとおりである。

2 大気汚染に係る影響調査

二酸化窒素や粒子状物質の大気汚染による府民への健康の実態を明らかにし、環境保健サーベイランスシステムの確立に資するため、基礎医学的及び疫学的調査を実施している。基礎医学的調査は、大気汚染物質の環境濃度レベルでの影響を把握するため、生体の免疫に関する細胞を用いた曝露実験を行った。疫学的調査は、府域の大気汚染と呼吸器症状、免疫機能及び呼吸機能との関連性を明らかにするため、大気汚染状況の異なる4地区の学童約2,300名を対象として呼吸器の症状及び既往に関する調査、血清IgE抗体検査及び呼吸機能検査を実施した。また、昭和61年から平成3年に実施した調査結果の検討も行った。

図2-12-1 大気汚染による住民健康影響調査の実施状況



第2 食品等の安全確保対策

1 母乳中の有機塩素系化合物及び母子健康調査

母乳栄養を推進するため、母乳中の有機塩素系化合物（調査物質＝PCB、HCB、 β -HCH、DDT、HCE、クロルデン）の測定及び母子健康調査を実施した。

調査は、平成3年に出産した大阪府下の初産婦で、かつ地域格差が生じないように全保健所管内から抽出した60名を対象に行った。その結果は表2-12-1のとおりである。また併せて行った母子の健康調査でも異常は認められず、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会による検討の結果、母乳栄養の推進に支障がないと判断した。

表2-12-1 母乳中の有機塩素系化合物濃度（平均値）

物質名	全乳中の濃度	乳脂肪中の濃度
P C B	0.016ppm	0.37ppm
H C B	0.0013	0.029
β - H C H	0.036	0.85
D D T	0.002	0.04
H C E	0.0004	0.009
ク ロ ル デ ン	0.003	0.069

2 食品・容器包装等のPCB汚染調査

厚生省では、昭和47年8月に魚介類、牛乳、乳製品、育児用粉乳、肉類、卵類及び容器包装に係るPCBの暫定的規制値を設定したが、府では、昭和46年11月から食品・容器包装等のPCB汚染調査を実施しており、平成4年度の調査結果では暫定的規制値を超えたものはなかった（表2-12-2）。

表2-12-2 食品・容器包装等のPCB汚染調査結果（平成4年度）

（単位：ppm）

品名	検体数	最高値	最低値
魚 介 類	12	0.025	検出せず
乳 製 品	10	0.002	検出せず
調製粉乳（育児用）	8	検出せず	検出せず
食 肉	10	0.002	検出せず
容 器 包 装	10	0.05	検出せず

第3 保健所における公害関連業務

環境汚染から府民の健康を守るため、府の保健所に環境測定器を配備し、公衆衛生の立場から環境汚染に係る苦情相談、地域住民の健康調査、衛生教育及び地域の環境状況の把握等を実施した。(表2-12-3)。

表2-12-3 保健所における公害に関する苦情相談件数(平成4年度)

公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成4年度受付件数		6	64	1	0	0	0	83	18	172
前年度からの繰越件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 A		6	64	1	0	0	0	83	18	172
処理内容	関係機関へ通知	5	11	1	0	0	0	5	3	25
	受理し調査・処理	1	53	0	0	0	0	78	15	147
	計 B	6	64	1	0	0	0	83	18	172
平成3年度未処理件数(A-B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※公害の種類については相談者の申し出による。
 ※発生源についての大部分は、し尿浄化槽に関するものである。
 ○公害に関する衛生教育件数 7回 延人数317人

第4 アスベスト対策の検討・調整

アスベスト対策について以下の措置を行った。

- ① 吹付けアスベストの改修等についてリーフレットを作成し、建築物所有者、管理者、設計者の啓発を図るとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度で「吹付けアスベスト施工有り」と報告された建築物については、リーフレット等により吹付けアスベスト対策の必要性について啓発、指導を行った。
- ② 府立公衆衛生研究所において、一般からのアスベスト分析依頼に応じた。
- ③ 石綿紡織業界の情報化促進のための事業及びアスベスト廃材の再利用技術の調査事業に対し、補助金の交付を行った。
- ④ アスベスト環境モニタリング調査を実施するとともに発生源排出抑制対策として、「石綿排出抑制マニュアル」に基づき、アスベスト製品製造工場に対して集じん装置の設置及び適正な維持管理について指導を行うとともに、規制基準の遵守状況を確認した。
- ⑤ 平成4年7月に施行された改正「廃棄物処理法」でアスベスト廃棄物の一部があらた

に特別管理廃棄物として規制されたことに伴い、事業所に対する説明会を実施した。

また、アスベスト廃棄物については昨年度に引き続き、公共関与と処分場での受け入れを行った。

大阪府アスベスト対策検討委員会(昭和62年9月設置)においては、平成元年8月に府民向けパンフレットを作成し、啓発に努めており、今後も引き続き、「大阪府アスベスト対策基本方針」(平成2年5月制定)に沿って、総合的なアスベスト対策について検討・調整を図っていく。

第5 飲用井戸の衛生対策

府では、昭和62年7月より、厚生省通知に基づき「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」を策定し、飲用井戸の衛生確保に努めている。

また、平成3年7月1日に策定された「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が判明した地域において、公署部局等の関係機関と協力して「汚染井戸周辺地域調査」を実施し、汚染井戸周辺の家庭用井戸利用者に対して井戸利用状況調査・水質検査等衛生確保対策を実施している。

平成4年度においては、トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が判明した16地域の85井戸において「汚染井戸周辺調査」を実施した結果、新たに18井戸から有害物質が検出された。

調査を実施した85井戸のうち、トリクロロエチレン等有機塩素化合物については67井戸のうち1井戸からトリクロロエチレンが、また6井戸からテトラクロロエチレンが暫定水質基準を超えて検出された。(表2-12-4、図2-12-2)

また、これら以外の有害物質については、18井戸のうち1井戸から水銀が検出限界値で検出された。

これら結果に基づき、調査地域および周辺の飲用井戸利用者に対して井戸の適正な管理・利用について指導を行うとともに、飲用には水道を利用するよう啓発を行った。

表2-12-4 トリクロロエチレン等有機塩素化合物の検査結果

	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	有機塩素化合物3物質
暫定水質基準超過井戸数	1(0)	6(2)	0(0)	6(2)

※ ()内は飲用井戸数

※ 有機塩素化合物3物質とはトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタンをいい、基準超過井戸数はこれらの内いずれか1つでも暫定水質基準値を超えた井戸数を表す。

※ 暫定水質基準値 トリクロロエチレン0.03mg/ℓ テトラクロロエチレン0.01mg/ℓ 1,1,1-トリクロロエタン0.3mg/ℓ

図 2-12-2 トリクロロエチレン等の濃度別井戸数

